

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	輸液ポンプの管理	なし	あり	
2	動脈圧測定（動脈ライン）	なし		あり
3	シリンジポンプの管理	なし	あり	
4	中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	なし		あり
5	人工呼吸器の管理	なし		あり
6	輸血や血液製剤の管理	なし		あり
7	肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）	なし		あり
8	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO, IMPELLA)	なし		あり

A得点

B	患者の状況等	患者の状態			介助の実施	評価
		0点	1点	2点		
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない		点
10	移乗	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり
11	口腔清潔	自立	要介助		実施なし	実施あり
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助	実施なし	実施あり
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ			点
15	危険行動	ない		ある		点

B得点

- 注) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価にあたっては、
 「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
 ・Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
 ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>
 モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が3点以上。
 なお、患者の状況等に係る得点（B得点）については、基準の対象ではないが、毎日評価を行うこと。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

＜特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度 I ＞

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料2及び4、並びに特定集中治療室管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者（基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。）及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があった場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。なお、医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 輸液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

2 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合をいう。

3 シリンジポンプの管理 項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

4 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。

「あり」

中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガントカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。

中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランステューサーによる測定のいずれでもよい。

5 人工呼吸器の管理 項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用し管理した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

人工呼吸器を使用していない場合をいう。

「あり」

人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。

NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

6 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。

「あり」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

7 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり」

肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

8 特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定, ECMO, IMPELLA) 項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンパンピング）、PCPS（経皮的的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）、IMPELLA（経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの））を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。

「あり」

特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B 項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B10「移乗」、B11「口腔清潔」、B12「食事摂取」、B13「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

9 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくこと

によって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

10 移乗

項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができている（力が出せる）場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

11 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。
「要介助」
口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。
(介助の実施)
「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。
また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。
医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.2 食事摂取 項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。
ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。
食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)
「自立」
介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。
「一部介助」
必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。
「全介助」
1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。
(介助の実施)
「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

1.3 衣服の着脱 項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

（患者の状態）

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。
自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

（介助の実施）

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1.4 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行でき

るかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見ても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1.5 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

＜特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ＞

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ（以下「必要度Ⅰ」という。）における記載内容を参照のこと。

2. 評価日及び評価項目

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

3. 評価対象時間

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

4. 評価対象場所

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

5. 評価者

B項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項及びB項目の選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

A モニタリング及び処置等

1. 評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。なお、当該患者が、直接、評価対象の治療室に入院した場合のみ、当該コードを評価対象とし、他の治療室又は病棟に一旦入院した場合は評価対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象の治療室に入院した場合は評価対象に含める。

2. 輸血や血液製剤については、手術や麻酔中に用いた薬剤も評価の対象となる。また、EF統合ファイルにおけるデータ区分コードが30番台（注射）、50番（手術）の薬剤に限り、評価の対象となる。

3. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。

B 患者の状況等

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度A項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

621755301	献血アルブミン5%静注1.2. 5 g／2.50 mL「ニチヤク」
621755403	献血アルブミン5%静注1.2. 5 g／2.50 mL「IB」
621155501	献血アルブミン2.0%静注4 g／2.0 mL「ニチヤク」
621155202	献血アルブミン2.0%静注4 g／2.0 mL「IB」
620008814	献血アルブミン2.5%静注5 g／2.0 mL「ベネシス」
620008815	献血アルブミン2.5%静注1.2. 5 g／5.0 mL「ベネシス」
620009136	アルブミン2.5%静注1.2. 5 g／5.0 mL
621450201	赤十字アルブミン2.5%静注1.2. 5 g／5.0 mL
621645901	献血アルブミン2.5%静注1.2. 5 g／5.0 mL「ニチヤク」
621156608	献血アルブミン2.0%静注4 g／2.0 mL「KMB」
620009137	アルブミンベーリング2.0%静注1.0. 0 g／5.0 mL
621157401	献血アルブミン2.0%静注1.0 g／5.0 mL「ニチヤク」
621157302	献血アルブミン2.0%静注1.0 g／5.0 mL「JB」
621155408	献血アルブミン2.0%静注1.0 g／5.0 mL「KMB」
621155407	献血アルブミン2.「KMB」
646340028	乾燥人フィブリノゲン
621157504	フィブリノゲン1.0T静注用1 g「JB」
646340054	人免疫グロブリン
621157601	ガムマグロブリン筋注1.500 mg／3 mL「ニチヤク」
621157602	ガムマグロブリン筋注1.500 mg／1.0 mL「ニチヤク」
621157617	グロブリン筋注1.500 mg／3 mL「JB」
621157604	グロブリン筋注1.500 mg／1.0 mL「JB」
621384901	ファイバ静注用1.000
620007377	テタガムP筋注2.50
646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
646340188	人ハブトグロブリン
621158404	ハブトグロブリン静注0.000単位「JB」
622607401	ガムマガード静注用5 g
621158701	献血アルブミン4. 4%静注4. 4 g／1.00 mL
621560801	献血アルブミン4. 4%静注1.1 g／2.50 mL
646340261	乾燥抗H1N1 s A免疫グロブリン
621159004	ヘプスブリン筋注用2.00単位
621159001	乾燥HBグロブリン筋注用2.00単位「ニチヤク」
646340262	乾燥抗HB s A免疫グロブリン
621159104	ヘプスブリン筋注用1.000単位
621159101	乾燥HBグロブリン筋注用1.000単位「ニチヤク」
646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビンIII
620001350	献血ノンスロ3.000注射用
621159206	アンスロビン1.500注射用
621159207	ノイアード静注用5.00単位
640453060	乾燥濃縮人アンチトロンビンIII
620001351	献血ノンスロ1.500注射用
620003071	ノイアード静注用1.500単位
620003432	アンスロビンP1.500注射用
620009201	ペリナートP静注用5.00
621758002	献血ボリグロビンN5%静注0. 5 g／1.00 mL
621758102	献血ボリグロビンN5%静注2. 5 g／5.0 mL
621758202	献血ボリグロビンN5%静注5 g／1.00 mL
622192202	献血ボリグロビンN10%静注5 g／5.0 mL
622192302	献血ボリグロビN10%静注1.0 g／1.00 mL
622523501	献血ボリグロビN10%静注2. 5 g／2.5 mL
622821601	ビリヴィジョン10%静注2. 5 g／2.5 mL
622683601	ビリヴィジョン10%点滴静注5 g／5.0 mL
622683602	ビリヴィジョン10%静注5 g／5.0 mL
622683701	ビリヴィジョン10%点滴静注1.0 g／1.00 mL
622683702	ビリヴィジョン10%静注1.0 g／1.00 mL
622683801	ビリヴィジョン10%点滴静注2.0 g／2.00 mL
622683802	ビリヴィジョン10%静注2.0 g／2.00 mL
621159901	献血ヴェノグロブリン1.15%静注0. 5 g／1.00 mL
621160201	献血ヴェノグロブリン1.15%静注2. 5 g／5.0 mL
621160501	献血ヴェノグロブリン1.15%静注1 g／2.00 mL
621490001	献血ヴェノグロブリン1.15%静注5 g／1.00 mL
622235601	献血ヴェノグロブリン1.15%静注1.0 g／2.00 mL
622534401	献血ヴェノグロブリン1.15%静注0. 5 g／5 mL
622534501	献血ヴェノグロブリン1.15%静注2. 5 g／2.5 mL
622534601	献血ヴェノグロブリン1.15%静注5 g／5.0 mL
622534701	献血ヴェノグロブリン1.15%静注10 g／1.00 mL
622534801	献血ヴェノグロブリン1.15%静注2.0 g／2.00 mL
646340497	乾燥濃縮人血液凝固第V因子
620009263	クリスマンM静注用4.000単位
622408201	ノバクトM静注用5.00単位
646340499	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
620009264	クリスマンM静注用1.000単位
622408301	ノバクトM静注用1.000単位
622034100	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
622034200	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
622408401	ノバクトM静注用2.000単位
620009198	フィブロガミンP静注用
629903301	アドベイト静注用キット2.50
629903401	アドベイト静注用キット5.00
629903501	アドベイト静注用キット10.00
629903601	アドベイト静注用キット1.500
629903701	アドベイト静注用キット2.000
629903801	アドベイト静注用キット3.000
640412173	ボリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
621161703	テタノブリーン1.1H静注2.50単位
640412174	ボリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
621161803	テタノブリーン1.1H静注1.500単位
622366301	ノボセブンH1 静注用1 mg シリンジ
622366401	ノボセブンH1 静注用2 mg シリンジ
622366501	ノボセブンH1 静注用5 mg シリンジ
640443038	注射用アナクトC2. 5000単位
640453163	ボリエチレングリコール処理抗HB s A免疫グロブリン
621450602	ヘプスブリン1.0H静注1.000単位
620006788	メドウェイ注2.5%
621971601	ベネフィクス静注用5.00
621971701	ベネフィクス静注用1.000
621971801	ベネフィクス静注用2.000
622273601	ベネフィクス静注用3.000
622288001	ハイゼントラ2.0%皮下注1 g／5 mL
622288101	ハイゼントラ2.0%皮下注2 g／1.00 mL
622288201	ハイゼントラ2.0%皮下注4 g／2.00 mL
622333001	ノボエイト静注用2.50
622333101	ノボエイト静注用5.00
622333201	ノボエイト静注用1.000
622333301	ノボエイト静注用3.000
622333401	ノボエイト静注用2.000
622333501	ノボエイト静注用3.000
622364101	オルブロリクス静注用5.00
622364201	オルブロリクス静注用1.000
622364301	オルブロリクス静注用2.000
622364401	オルブロリクス静注用3.000
622426501	オルブロリクス静注用2.50
622608701	オルブロリクス静注用4.000
622402801	イロクテイト静注用2.50
622402901	イロクテイト静注用5.00
622403001	イロクテイト静注用7.50
622403101	イロクテイト静注用1.000
622403201	イロクテイト静注用1.500
622403301	イロクテイト静注用2.000
622403401	イロクテイト静注用3.000
622682501	イロクテイト静注用4.000
622424901	ノボサーティーン静注用2.500
622442001	アコアラン静注用6.00

622583901	アコアラン静注用1800
622623201	アディノベイト静注用キット250
622623501	アディノベイト静注用キット500
622623601	アディノベイト静注用キット1000
622623701	アディノベイト静注用キット2000
622646001	アディノベイト静注用キット1500
622646101	アディノベイト静注用キット3000
622489301	コバールトリイ静注用250
622489401	コバールトリイ静注用500
622489501	コバールトリイ静注用1000
622489601	コバールトリイ静注用2000
622489701	コバールトリイ静注用3000
622526101	イデルビオ [®] 静注用250
622526201	イデルビオ [®] 静注用500
622526301	イデルビオ [®] 静注用1000
622526401	イデルビオ [®] 静注用2000
629900101	イデルビオ [®] 静注用3500
622595901	エイフスチラ静注用250
622596001	エイフスチラ静注用500
622596101	エイフスチラ静注用1000
622596201	エイフスチラ静注用1500
622596301	エイフスチラ静注用2000
622596401	エイフスチラ静注用2500
622596501	エイフスチラ静注用3000
622608201	ヘムライブラ皮下注30mg
622608301	ヘムライブラ皮下注60mg
622608401	ヘムライブラ皮下注90mg
622608501	ヘムライブラ皮下注105mg
622608601	ヘムライブラ皮下注150mg
622647001	レフィキシ [®] 静注用50
622647101	レフィキシア [®] 静注用1000
622647201	レフィキシア [®] 静注用2000
622658001	ジビイ静注用500
622658101	ジビイ静注用1000
622658201	ジビイ静注用2000
622658301	ジビイ静注用3000
629905101	イスパロクト静注用500
629905201	イスパロクト静注用1000
629905301	イスパロクト静注用1500
629905401	イスパロクト静注用2000
629905501	イスパロクト静注用3000
629908001	ボンベンデ [®] 静注用1300
622842901	リンスパンド点滴静注用1000mg
629912801	ヌーアック静注用250
629912901	ヌーアック静注用500
629913001	ヌーアック静注用1000
629913101	ヌーアック静注用2000
629913201	ヌーアック静注用2500
629913301	ヌーアック静注用3000
629913401	ヌーアック静注用4000
622367201	バイクロット配分静注用
622250701	ノーモサン [®] 点滴静注250mg
150224810	自家採血輸血(1回目)
150286210	自家採血輸血(2回目以降)
150224910	保存血液輸血(1回目)
150286310	保存血液輸血(2回目以降)
150327510	自己血貯血(6歳以上)(液状保存)
150327610	自己血貯血(6歳以上)(凍結保存)
150247010	自己血輸血(6歳以上)(液状保存)
150254810	自己血輸血(6歳以上)(凍結保存)
150390610	希釈式自己血輸血(6歳以上)
150225010	交換輸血
150225210	骨髄内輸血加算(その他)
150225110	骨髄内輸血加算(胸骨)
150366370	血管露出術加算
150225310	血液型加算(A B O式及びRh式)
150225410	不規則抗体加算
150247110	HLA型検査クラス1加算(A, B, C)
150278910	HLA型検査クラス2加算(DR, DQ, DP)
150225510	血液交叉試験加算
150225610	間接クーモス検査加算
150404970	コンピュータクロスマッチ加算
150366470	血小板洗浄術加算
150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料(1回目)
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料(2回目以降)
A 7 肺動脈圧測定(スワンガントカテーテル)	観血的肺動脈圧測定(2時間以内)
160075010	観血的肺動脈圧測定(1時間以内又は1時間につき)
A 8 特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO, IMPELLA)	持続緩徐式血液透過 エンドトキシン選択性除去吸着式血液浄化法(18歳以上) エンドトキシン選択性除去吸着式血液浄化法(18歳未満) 大動脈バレン [®] ソーピング法(IABP法)(初日) 大動脈バレン [®] ソーピング法(IABP法)(2日目以降) 経皮的心肺補助法(初日) 経皮的心肺補助法(2日目以降) 補助人工心臓(初日) 補助人工心臓(2日目以降30日目まで) 補助人工心臓(31日目以降) 植込型補助人工心臓(非拍動流型)(初日) 植込型補助人工心臓(非拍動流型)(2日目以降30日目まで) 植込型補助人工心臓(31日目以降90日目まで) 植込型補助人工心臓(非拍動流型)(91日目以降) 小児補助人工心臓(初日) 小児補助人工心臓(2日目以降30日目まで) 小児補助人工心臓(31日目以降) 頸蓋内圧持続測定 頸蓋内圧持続測定(3時間超) 人工心肺(初日) 人工心肺(2日目以降) 体外式膜型人工肺(初日) 体外式膜型人工肺(2日目以降) 経皮の循環補助法(ポンプカテーテルを使用)(初日) 経皮の循環補助法(ポンプカテーテルを使用)(2日目以降)